特定施設入居者生活介護事業者　得点表

項目番号	選　定　項　目		算　定　要　件		配点	得点
1　建物ハード面						
1-1	看護・介護職員室について		居室のある各階に設ける。		15	
1-2	洗濯室について		居室のある各階に設ける。		9	
1-3	居室の広さについて		内法で１３㎡以上確保されている（サービス付き高齢者向け住宅の場合は、各戸の床面積が内法で２５㎡以上確保されている）。 注）備付の家具、収納設備、トイレは含めないこと。洗面設備は床がぬけていれば含めて可 ※最低基準は、「壁芯１３㎡」であるが、「内法１３㎡」とし、最低基準を超える面積を有していることを評価する。		12	
1-4	洗面台等について		全ての居室に、洗面設備（サービス付き高齢者向け住宅にあっては台所）が設けられている。		12	
1-5	建築物の構造について		建築基準法第２条に規定する耐火建築物である。		9	
1-6	トイレ・浴室について		全ての居室に、トイレ（サービス付き高齢者向け住宅にあっては浴室）が設けられている。		9	
1-7	収納設備について		全ての居室に、収納設備が設けられている。		9	
2　サービスソフト面						
2-1	サービス提供体制強化について	一項目のみ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上になるよう職員配置をする。		10	
			介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の５０以上になるよう職員配置をする。		8	
			看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が１００分の７５以上になるよう職員配置をする。		8	
			入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数３年以上の者の占める割合が１００分の３０以上になるよう職員配置をする。		6	
2-2	看護師の配置について		常に１人以上の指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護師が確保されている。		20	
2-3	看取り看護について		看取りに関する指針を定めており、かつ、看取りに関する職員研修を行っている。		10	
2-4	認知症ケアについて		認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、かつ、認知症ケアに関する研修計画書を定めている。		10	
2-5	個別機能訓練について		専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置する。		10	
2-6	協力医療機関について	一項目のみ	次の①、②の条件を満たす協力医療機関を確保している。 ①有床の協力医療機関である。 ②日中及び夜間の緊急時に対応する医療行為を業務内容としている協力医療機関である。	１つの医療機関で両方の条件を満たしている。 ※その他に協力医療機関を確保することを禁止するものではありません。	15	
				２つの医療機関で両方の条件を満たしている。 ※その他に協力医療機関を確保することを禁止するものではありません。	10	
2-7	協力歯科医療機関について		協力医療機関と併せて協力歯科医療機関が確保されている。 ※協力歯科医療機関との契約書については、訪問歯科診療を行うことを業務内容としていること。		5	
3　設置主体						
3-1	外部監査の導入について		会計監査人（公認会計士又は監査法人）による外部監査を導入している。		10	
3-2	特定施設入居者生活介護等の運営実績について	一項目のみ	申請日時点において、特定施設入居者生活介護の運営実績（３年以上）がある（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して順守していない場合は除く）。		5	
			申請日時点において、特定施設入居者生活介護の運営実績（１年以上３年未満）がある。又は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、又は認知症対応型共同生活介護のいずれかの運営実績（１年以上）がある（ただし、前期計画期間中に内定を受けた事業者であって、内定時誓約事項を継続して順守していない場合は除く）。		3	
3-3	資産状況について		申請日時点において、最新の貸借対照表又は、これに準ずる書類において、債務超過になっていない。		5	
3-4	収支状況について		申請日時点において、最新の損益計算書又は、これに準ずる書類において、収支が黒字になっている。		5	
4　併設サービス						
4-1	併設サービスについて	一項目のみ	同一建物内又は同一敷地内に、小規模多機能型居宅介護事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第８６条に定める登録定員が２５名以上のものに限ります。		20	
			同一建物内又は同一敷地内に、看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第１９６条に定める登録定員が２５名以上のものに限ります。		25	
4-2			同一建物内又は同一敷地内に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設する。 注）同一建物内に併設する場合は、動線が交わらないようにすること。		30	
5　地域包括ケアシステムの推進 ※内法で測定してください。また、トイレ、台所、洗面設備は面積から除いてください。						
5-1	地域交流スペース	一項目のみ	６０㎡確保		15	
			５０㎡以上５５㎡未満		13	
			４５㎡以上５０㎡未満		11	
			４０㎡以上４５㎡未満		9	
			３０㎡以上４０㎡未満		7	
6　地域バランス						
6-1	交通機関の利便性について	一項目のみ	当該計画地の半径500ｍの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。		5	
			当該計画地の半径700ｍの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。		3	
			当該計画地の半径1ｋｍの範囲内に、旅客駅（旅客が乗降するための駅。）が存在している。		1	
				得点合計		

※1 「併設」において、それぞれの設置主体が同一の法人であること、又は同一の法人と同様に考えられる程度の密接な関係にあることとします。また、サテライト事業所での併設は、配点が認められませんので、御注意ください。

※2 「2－1　サービス提供体制強化」については、指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合においては、介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとします。

※3　複数事業者の応募があってそれぞれが同点だった場合には、上記項目番号順に比べて、差がついた時点にて、高い点数を取得している事業所を選定します（例：1－1で比較して同点だった場合、1－2で比較します。1－7で比較して同点だった場合、2－1で比較します）。

※4　全ての項目番号で差がつかなかった場合は、当該計画地の最寄駅を基準とした同心円上の距離を比較して短い方を選定します。なおこの場合には、公平性の観点から、本市にて測定をさせて頂きます。

※5　各項目の得点について、申請書類の提出時に市職員と確認を行いますが、得点の記載については申請者の責任で確定させるものとします。よって、記載に誤りがあった場合にも、補正期限が過ぎたあとは原則的に補正を受付けませんので、内容をよく確認したうえで御提出ください。なお、得点を算定した項目について、要件を満たしていないことが明らかになった場合は、補正期限を過ぎていても減点の措置を取れるものとしますので、予め御了承ください。